

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表日：令和 5年 5月11日

チェック項目			はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		法令の基準に適した適切な広さを確保しています。 整理整頓を心がけ、適切な活動スペースを確保するとともに日々職員で話し合い、その日の利用児童に合わせて臨機応変に空間対応ができるように努めています。	今後も、適切なスペースの確保と環境整備に努めてまいります。
	2	職員の配置数は適切である	○		基準配置を上回る職員数を保ち、個々の成長に応じてマンツーマンでの療育も行っております。 また、療育に携わる職員は、全員有資格者となっております。	今後も、適切な人員を配置・確保して運営してまいります。
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		児童の特性や状況に応じた環境や導線づくりについて職員で話し合い、日々、整理整頓・定期的な見直し改善に努めています。 構造的に段差は少なく、概ねバリアフリーになっています。	今後も、児童一人ひとりの特性に応じた環境づくりを心がけ配慮してまいります。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		営業時間の前後、昼にも施設内の消毒掃除と換気を行い、療育終了後は使用教材の清浄除菌を毎日実施し、清潔を保っています。 また、利用児童に合わせた過ごしやすい環境設定することで心地よい環境を提供しております。	今後も、清潔で心地よい空間や環境づくりに努め、感染予防対策にもより注意してまいります。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		毎日サービス提供時間前に職員で集まり、利用児童の支援について話す時間を設けています。 また、定期的な評価や課題分析・現状把握をすると共に、月2回のリフレクションで日々の振り返りや改善を行い共通理解に努めています。	今後も同様に PDCA サイクルによる業務改善に職員全員で努めてまいります。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		アンケートを毎年実施し、ご意見やご意向を把握することにより業務改善に繋げております。	今後も、保護者様からのご意見をいただき、ご意向を把握したうえで業務改善につなげていきたいと思っています。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		COMPASS 発達支援センター公式Web サイトにて公開しております。	今後も公式webサイトで公開してまいります。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		新型コロナ感染予防のため、現在、外部研修は控えておりますが、本社配信の動画 による社内研修や事業所内研修はできる限り定期的に行っております。	新型コロナ終息の際は、外部研修にも積極的に参加し、今後も、研修の機会を多くもち、職員の資質向上を図ってまいります。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		作成前にアセスメントを行い、定期的な保護者との面談により児童の状況や課題を確認し、支援計画に反映しています。	今後も、適切な手順をふみ支援計画を作成してまいります。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントツールを使用し、モニタリング時には法人で統一したチェックシートを用い、利用児童の状況把握を行っています。	今後も適切に行ってまいります。
	12	児童発達支援計画には、「児童発達支援ガイドライン」の「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		利用児童の特性に合わせた項目を選択し、必要な具体的支援内容を設定しています。	今後も、一人ひとりに合わせた項目を選択し、保護者に解りやすい具体的な支援内容の提供に努めてまいります。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		個別支援計画の内容は、職員全体に周知・共有し、一人ひとりに合わせた個別支援計画に沿って日々の支援を提供しております。	今後も、支援計画に沿った支援内容を職員全体で細やかに提供できるように努めてまいります。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		支援計画をもとに、チームで立案・役割担い、協力して支援を行っています。 その立案に対しては、日々話し合いを持つことで改善し、より良い支援の提供に努めています。	今後もよりよい支援の提供ができるよう、チームでの立案に努めます。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		季節を取り入れた制作や行事、個別療育以外的小集団療育等、利用児童の状況に合わせた日々の活動内容・支援を行っています。 また、系列事業所との情報共有や専門職の手法等、多彩な趣向を凝らした支援を行っています。	今後も活動が固定化しないよう、一人ひとりの状況に応じた支援に努め、その内容が利用児童に反映され保護者様に伝わるように配慮してまいります。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		計画に基づき、個々の発達段階に合わせ、その都度個別活動と集団活動を組み合わせで対応しています。 PDCA サイクルに基づき確認も怠らないようにしています。	今後も同様に、適切な支援計画を作成してまいります。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		毎日職員で打ち合わせを行い、職員配置や環境設定を行っています。 その日の担当児童のみならず、利用児童全員に対して共通理解と支援にあたることのできるよう情報提供に努めています。	今後も、支援するにあたり重要な時間と位置付け、時間を惜みず、情報共有と理解の一致に努めてまいります。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		一人ひとりのその日の支援に対し、成功点・工夫・気になる点などを出し、次回利用時の支援につなげています。 勤務時間・業務の都合により参加できない場合もあるので、伝えあいや連絡ノート等で工夫し、共有が出来るようにしています。	今後も、振り返り・情報共有を大事に日々実施してまいります。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		日々の療育内容・体調・生活状況の変化等の気づいた点も記録し、職員間・保護者様に報告しています。 また、保護者様との連絡帳や口答連絡により、当日の利用児童の関する情報をいただくことで検証・改善につながっています。	今後も、適切かつ細やかな経過記録に努め、検証・改善につなげていきます。
関係機関や保護者との連携	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的なモニタリングや、保護者様からの相談や日々の会話をもとに、ご要望を取り入れながら児童の状況把握や見直しの必要性を検討しています。	今後も、事業所内での個別支援会議にて利用児童の状況を明確に保護者様に伝え、モニタリングと計画の見直しによりよく行えるよう努めてまいります。
	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		枚方市では、相談支援事業所を介さずにセルフプランで受給者証を取得されている方が多く、当事業所には相談支援事業所が関わっている児童は在籍しておりません。 そのため、担当者会議はございませんが、関係機関との情報共有には努めております。 事業所内では、児童発達支援管理責任者だけでなく、療育担当者・職員全体で情報共有に努めています。	今後も同様に、児童発達管理責任者を軸に、職員参画で行っていきます。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		現在、コロナ禍で電話対応の場合もありますが、子ども発達センター・保育園・保健センター・幼稚園との連携をしています。 送迎時等に園の先生方に当日の様子をお尋ねしたり、必要に応じて関係機関連携を図り支援しています。	今後も、関係機関との連携を大切に、連携した支援を行ってまいります。
	23	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合） 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合） 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		コロナ禍の為、電話対応等も多いですが、送迎時に関係機関の先生とお話等を含め連携をとっております。	今後も、関係機関との連携を大切に、支援内容等情報共有と相互理解に努めてまいります。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保護者様・関係機関の先生と必要に応じて情報共有の場を設け、情報共有・相互理解を図っています。	今後も、関係機関との連携を大切に、支援内容等情報共有と相互理解に努めてまいります。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		新型コロナの感染予防の観点から外部での研修等の参加は控えていただいています。	参加は、感染予防をふまえて今後の課題とします。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		新型コロナの感染予防の観点から外部での参加は控えていただいています。	感染予防・個人のニーズ・保護者様のご意向を確認・検討し、個人情報等をふまえて今後の課題とします。
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		新型コロナの感染予防の観点から外部での参加は控えていただいています。	参加は、感染予防をふまえて今後の課題とします。
保護者への説明責任等	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		通所・送迎時に保護者様からご相談をいただく機会が多く、園やご自宅での様子をお伺いしながら適切な助言を行っています。 また、こちらからも気づいた点をお伝えすることで状況や課題に気づき共通理解につながっています。	今後も、保護者様との普段からの何気ない会話や子どもの状況についての話し合いを多くもち、気軽に相談していただける信頼関係を大切にしていきます。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○		ご相談をいただく中で、必要に応じた時間・面談を設け、状況に応じた助言を行っています。	今後も、気軽に相談していただける信頼関係を大切に、先んじてお困りごとに気づける対応力を職員全体で身につけていきます。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		ご契約時に丁寧な読み合わせを行い、解りやすく説明を行うよう努めています。	今後も丁寧な説明に努め、内容をご理解いただいたかの再度の確認も改めて行ってまいります。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		ガイドラインに沿った支援計画を立て、その計画に対して、ご意向・課題に相違ないか確認しながら充分な説明のうえ、同意を得てご署名をいただいています。	今後も児童の状況・発達に応じた支援計画を作成し、丁寧な説明を心がけ、計画をご理解いただき、同意していただけるよう努めてまいります。
	34	定期的な、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		連絡帳・送迎時・電話対応等の保護者とのコミュニケーションツールを最大限に活用するとともに、こちらからの困りごとへの気づきによるお声かけ・助言を行っています。 また、ご希望により個別でご家庭や事業所内での相談時間を設け、必要な支援と助言に努めています。	今後も同様に、細やかな対応と配慮を心がけて支援してまいります。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		新型コロナの感染予防の観点から、開催は控えていただいています。	現在保護者会等の開催につきましては、感染予防の観点から控えていただいておりますが、当面の間は定期的なおたより等での共通理解や開催への準備をしていきたいと思っています。
	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		保護者様からの申し入れやご相談に対しては、職員全体で周知し、状況説明と可能な範囲での対応を迅速かつ適切に対応しております。	今後も、助言や迅速な対応を心がけ、声の掛けやすさ相談のしやすい事業所を目指します。
	37	定期的な会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		季節ごとなどのCOMPASS だよりや毎月の事業所だよりの発行を行い、公式ブログにて活動内容や利用児の成長に関する報告をさせていただいています。	今後も、おたよりでの活動報告や行事予定のお知らせ・公式サイトの新着案内等、より充実させながら継続的に行ってまいります。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報記載の書類は鍵付き書庫で保管・管理は慎重に行っています。情報流出がないように取り扱いは慎重に行っています。 掲載等、個人情報に係ることに關しては、その都度事前の確認をさせていただき、保護者様に同意を得ています。	引き続き個人情報情報は慎重に取り扱い、厳重な保管を徹底します。職員全体での情報管理に対する認識もより高めていきたいと思っています。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		児童それぞれ特性に応じて、口頭だけでなく書面や提示物等のできる限りの手段を活用して情報伝達に配慮し、保護者様にはわかりやすいご説明を心がけています。	今後も、一つの方法にこだわらず改善を重ね、意思疎通・情報伝達の手段がよりよく増えていくよう配慮してまいります。
非常時等の対応	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		新型コロナ等の感染予防・個人情報保護の観点から地域交流は控えていただいております。	今後も、利用児童の安全を第一に考えて対応させていただきます。保護者様のご意向によりましては、可能な範囲での取り組みを検討していきたいと思います。
	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各種マニュアルにつきましては、保護者様にも確認していただきやすいように事業所の玄関に掲示し、周知しています。 また、発生想定訓練は定期的に行い、訓練結果に対しての改善も職員で話し合い、突然の発生に備えています。	今後も、職員による周知と訓練に努めるとともに、全体での定期的なマニュアルの再認識も行っていきます。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		定期的に火災・地震・風水害・不審者対応訓練を行い、訓練後の職員間での共通理解・改善に努めています。	今後も定期的に想定を変えた避難訓練を行い、突発時の職員の対応力をつけ、非常災害の発生に備えてまいります。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		契約時やその都度で保護者様に十分な確認を行い、職員全体に周知し、把握しています。 対応については、児童発達支援管理責任者の責任のもと、的確な対応が行われるよう徹底しています。	今後も、継続して児童の状況の確認と的確な対応を行い、定期的な保護者様への聞き取りとともに、職員全体での対応方法に対する指導・理解の一致を図ってまいります。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		現在、対象となる利用児童はいませんが、アレルギーのある児童については、保護者様よりアレルギー調査票にて確認を行い、アレルギー児童一覧を作成し、職員全体で把握して対応を行います。	今後、対象児童が通所した場合は、それぞれのマニュアルを作成し、慎重な対応を行ってまいります。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットは些細なことでも記すことで気づきと改善につながる大切なものと位置付け、誰もが利用児童の安全のために事例集を作成しやすいように周知・作成しています。 作成された事例は、定期的に会議等で取り上げ、話し合う機会を作り、危険予防に努めています。	今後も、危険回避・危険予防の事例として、継続して記録を重ね、事故防止に努めてまいります。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		コロナ禍のため、外部研修は控えています。 事業所内にて定期的なマニュアルに沿った職員研修を行い、適切な対応が保たれるよう日々努めています。	今後も、職員同士の話し合い・対応の仕方などの研修機会を増やし、継続して虐待防止に努めてまいります。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		契約書類に身体拘束についての記載があり、生命・身体保護のためにのみ、やむを得ず行う場合は保護者様の同意を得るようにしています。	身体拘束の必要性については随時検討を重ね、十分な協議・了承をいただいたうえで支援計画に記載するように致します。 またその場合もできる限り早期に改善解決できるように支援し、保護者様に丁寧な説明報告をいたします。